

官報号外

昭和二十五年三月二十八日

○第七回 参議院会議録第三十三号

昭和二十五年三月二十七日(月曜日)午前十時四十分開議

議事日程 第三十一号

昭和二十五年三月二十七日 午前十時開議

第一 決務府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 公認会士法の一部を改正する法律案(内閣提出、委員長報告)

第五 財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

昭和二十五年度に於ける災害復旧事業費国庫負担の特別に関する法律案

國税徵收法の一部を改正する法律案可決報告書

財政法の一部を改正する法律案可決報告書

同日予算委員会において當選した理事の補欠

第三種郵便物認可

昭和二十五年三月三十一日

昭和二十一年度一般会計歳入歳出決算議決報告書

昭和二十一年度特別会計歳入歳出決算議決報告書

による金額一億一千八百余万円の全額を支出し得る見込が明らかになりましたので、この旨を御通知に及びます。

同日予算委員会において當選した理事は左の通りである。

理事 伊達源一郎君(高橋龍太郎君の補欠)

第三種郵便物認可

昭和二十五年三月三十一日

去る二十三日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

國稅徵收法の一部を改正する法律案可決報告書

大藏委員会に付託

同日内閣總理大臣から提出した左の公聽会開案可決報告書

第三種郵便物認可

昭和二十五年三月三十一日

(地方自治財政課長) 奥野 誠亮君

即日これを衆議院に送付した。

外務省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

第三種郵便物認可

昭和二十五年三月三十一日

(総理府事務官) 奥野 誠亮君

即日これを衆議院に送付した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律案可決報告書

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

第三種郵便物認可

昭和二十五年三月三十一日

(政財部財政課長) 奥野 誠亮君

即日これを衆議院に送付した。

厚生委員会請願審査報告書第四号

同日議員から左の質問主意書を提出した。

第三種郵便物認可

昭和二十五年三月三十一日

(公認会士法) 奥野 誠亮君

同日議員から左の質問主意書を提出した。

通商産業委員会陳情審査報告書第一号

同日内閣總理大臣から左の通知書を受領した。

第三種郵便物認可

昭和二十五年三月三十一日

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よつて議長は即日これを
委員会に付託した。

特別調達厅設置法の一部を改正する
法律案

北海道開発法案

内閣委員会に付託

火薬類取締法案

通商産業委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よつて議長は即日これを委員会
に付託した。

内閣委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

人事委員会に付託

米国対日援助物資等処理特別会計法
案

米国対日援助見返資金特別会計法の
一部を改正する法律案

日本勧業銀行法等を廃止する法律
案

銀行等の債券発行等に関する法律
案

日本勧業銀行法等の廃止等に
関する法律案

退職職員に支給する退職手当支給の
財源に充てるための特別会計等から
する一般会計への繰入及び納付に關
する法律案

新炭需給調節特別会計法の廃止等に
関する法律案

大蔵委員会に付託

不正競争防止法の一部を改正する法律
案

中小企業等協同組合法の一部を改正する
法律案

労働組合法の一部を改正する法律案
労働委員会に付託

国有鉄道運賃法の一部を改正する法
律案

運輸委員会に付託

同日衆議院から左の議案を提出した。
よつて議長は即日これを委員会に付託
した。

小型自動車競走法案

通商産業委員会に付託

首都建設法案 建設委員会に付託

同日衆議院から本院の送付した左の内
閣提出案は同院において、これを可決
した旨の通知書を受領した。

帝国石油株式会社法を廃止する法律
案

郵便貯金法の一部を改正する法律
案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律
案

郵便貯金法の一部を改正する法律
案

同日衆議院議長から、左の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。

帝国石油株式会社法を廃止する法律
案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律
案

郵便貯金法の一部を改正する法律
案

旨の要求書を受領した。

記

大久保太三郎君

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第一
一、法務府設置法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)、日程第
二、總理府設置法の一部を改正する法
律案、日程第三、審議会等の整理に伴
う厚生省設置法等の一部を改正する法
律案(いずれも内閣提出)、以上三案を
一括して議題とすることに御異議ござ
いませんか。

○議長(佐藤尚武君) この際、御異議ござ
いません。議長は去る二十四日、衆議
院議長と共に連合國総司令部にマッ
カーサー元帥を訪問し、去る十七日、
本院において可決されまし渡米国会
議員団に寄せられた米国の厚意に対す
る感謝決議文を手交いたしました。尚
カーライナ、マサチュー・セツ、ニ
ューヨークの各州議会の上院及び下院
に対し、同決議文の伝達方を依頼いた
しました。

○議長(佐藤尚武君) マッカーサー元帥はその決議に対し
に特に謝意を伝えられたいとのことで
ありました。尚、マッカーサー元帥は、
議員諸君が米国内において日本の国
会を代表して立派な態度を以て行動さ
れたため、米国民に対し大なる好感を
與えたことを深く喜んでおられる旨附
け加えられました。

○議長(佐藤尚武君) 右御報告いたします。(拍手)

第九條第一項中第十一号を削り、

第八号を第九号とし、以下第十号ま
で順次一号ずつ繰り下げ、第七号の
次に次の一号を加える。

八、職員の定員及び階級に關する事項

第十條の二 檢察官に検察に關する
學理及び技術の研究を行わせる機
関として、法務總裁の管理に屬す
る検察研究所を置く。

第十條の次に次の一條を加える。

第十條の二 檢察官に検察に關する
學理及び技術の研究を行わせる機
関として、法務總裁の管理に屬す
る検察研究所を置く。

別表三の管轄区域の欄中「第八條
第一項、第二項及び第四項並びに」
を削る。

別表四中等松刑務所の項の次に
の一項を加える。

福井刑務所 福井市

同表中北方刑務所の項の次に次の
一項を加える。

同表中宮城刑務所の項の次に次の
一項を加える。

麓刑務所 基郡麓村三養

同表中宮城刑務所の項の次に次の
一項を加える。

和二十五年四月一日から、その他
の規定は公布の日から施行する。
2 司法保護事業法（昭和十四年法
律第四十二号）の一部を次のよう
に改正する。

第七條第一項中「司法保護事業審
議会ノ意見ヲ聽キ」及び同條第二項
を削る。

第七條第一項中「司法保護事業審
議会ノ意見ヲ聽キ」及び同條第二項
を削る。

〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

同表中旭川刑務所の項の次に次の
一項を加える。

福島刑務所 福島市

同表中旭川刑務所の項の次に次の
一項を加える。

鋼路刑務所 鋼路市

同表中旭川刑務所の項の次に次の
一項を加える。

鋼路刑務所 鋼路市

同表中旭川刑務所の項の次に次の
一項を加える。

鋼路刑務所 鋼路市

同表中旭川刑務所の項の次に次の
一項を加える。

福島刑務所 福島市

同表中旭川刑務所の項の次に次の
一項を加える。

総理府設置法の一部を改正する法
案

第百二十七号の一部を次のよう
に改正する。

総理府設置法の一部を改正する
法律

第十五條第一項の表中交通事業調
査審議会、地方制度調査会及び地方
税審議会の項を削り、

〔新聞出版用紙割当審議会
新聞出版用紙割当審議会〕

〔新聞出版用紙の割当に関する法律（昭
和二十三年法律第二百十一号）に基き、
新聞出版用紙の割当に関する重要な事項
を審議すること。〕

附録に掲載〕

審議会等の整理に伴う厚生省設置
法等の一部を改正する法律案

〔第一條 厚生省設置法（昭和二十四
年法律第二百五十一号）の一部を次
のように改訂する。〕

〔昭和二十五年三月十六日
内閣総理大臣 吉田 茂〕

医療審議会

厚生大臣の諮問に応じて、医療機関の整備及び診療報酬に關する重要な事項を調査審議すること。
あん摩、はり、きゅう、柔道整復等業中央審議会

厚生大臣の諮問に応じて、あん摩、はり、きゅう、柔道整復等業法(昭和二十一年法律第二百十七号)第二條第一項に規定する学校又は養成施設の認定及び試験、同法第八條第一項に規定する指示又は同法第十一條第二項に規定する死体解剖資格審査会

厚生大臣の諮問に応じて、死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)第二條第一項第一号の認定及びその認定事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に応じて、日本医療团の清算に関する重要な取消に関する事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に応じて、日本医療团の清算に関する重要な取消に関する事項を調査審議すること。

日本医療团清算監理協議会

厚生大臣の諮問に応じて、死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)第二條第一項第一号の認定及びその認定事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に応じて、日本医療团の清算に関する重要な取消に関する事項を調査審議すること。

薬事審議会

厚生大臣の諮問に応じて、死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)第二條第一項第一号の認定及びその認定事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に応じて、新医薬品その他薬事に関する事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に応じて、新医薬品その他薬事に関する事項を調査審議すること。

中央社会事業審議会

厚生大臣の諮問に応じて、社会事業法(昭和十三年法律第五十九号)第七條及び第十三

第一條 国立公園法(昭和六年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二條 第四項中「前三項ニ定ムルモノヲ除クノ外」を削り、同

條第二項及び第三項を削る。

第三條 温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十條に次の二項を加える。

2 厚生大臣は、前項の承認を與えようとするときは、あらかじめ関係都府県の利害關係者の意見を聞かなければならない。

第十四條中、「施設」を「温泉利用施設」に改める。
第十九條を次のように改める。

第四條 刪除

第十九條 都道府県知事の諮問に応じて、温泉及びこれに関する行政に關し調査審議させるた

く。
「第五章 審議会及び委員」を

「第五章 審議会に改める。

第二十六條から第二十九條までを次のように改める。

第二十六條 厚生大臣の諮問に応じて、医師国家試験に関する重

要事項を調査審議させ、並びに医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に屬する歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験委員会を置く。

第二十九條 厚生大臣の諮問に応じて、医師試験審議会の委員に改める。

第二十條第一項を削り、同條第一項とする。

第二十條 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

2 厚生大臣は、前項の承認を與えようとするときは、あらかじめ関係都府県の利害關係者の意見を聞かなければならない。

第五條 医師法の一部を次のように改正する。

第六條 薬科医師法の一部を次のように改正する。

第七條 歯科医師法の一部を次のように改正する。

第八條 薬剤師法の一部を次のように改正する。

第九條 理容師法の一部を次のように改正する。

第十條 刪除

中央社会事業審議会

厚生大臣の諮問に応じて、社会事業法(昭和十三年法律第五十九号)第七條及び第十三

条に規定する重要事項を調査審議すること。

中央児童福祉審議会

厚生大臣の諮問に応じて、児童及び妊産婦の福祉に関する事項を調査審議すること。

中央社会保険医療協議会

厚生大臣の諮問に応じて、社会保険審議会

第十一條の規定による火地修練

第十二條 重要な事項を調査審議させ、並

第十三條 厚生大臣の諮問に応じて、社会保険審議会

條の規定によりその権限に属する事項を調査審議する外、厚生大臣の諮問に応じて、社会事業に關する重要な事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に応じて、身体障害者の福祉に關する事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に応じて、児童及び妊産婦の福祉に関する事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に応じて、社会保険事業及び厚生保険事業の運営に關する事項を審議すること。

政府の管掌する健康保険事業及び厚生保険事業の適正な診療報酬額並びに国民健康保険の適正な診療報酬額並びに国民健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師並びに国民健康保険の療養の給付を担当する者に対する適切な保険診療の指導監督に關する事項を審議するとともに、健康保険及び船員保険の適正な診療報酬額並びに国民健康保険の適正な診療報酬額並びに国民健康保険の適正な診療報酬額並びに国民健康保険及び厚生年金保険における保険給付に關する決定及び保険料その他の徵収金等についての処分に關する不服を審査すること。

じて、保健婦国家試験、助産婦

国家試験、甲種看護婦國家試験及び乙種看護婦試験に関する重

要事項を調査審議させ、並びに

保健婦国家試験、助産婦国家試

験及び甲種看護婦国家試験の実

施に関する事務を掌らせるため

に、厚生大臣の監督に属する保

健婦助産婦看護婦審議会（以下

審議会という。）を置く。

2 審議会は前項に規定する事項

の外、文部大臣又は厚生大臣の

諸間に応じて、第十九條から前

條までの各第一号又は第二号の

規定による学校又は養成所の指

定に関する重要な事項を調査審

議するものとする。

3 文部大臣又は厚生大臣は、審

議会に、前項の学校又は養成所

に関する必要な事項を調査させ

ることがある。

第二十四條 削除

第二十五條中「乙種看護婦試験

委員」の下に「（以下試験委員とい

う。）を加え、同條に次の一項を

加える。

2 試験委員の組織、委員の任

期その他の試験委員に関し必要

な事項は、都道府県の条例で

定める。

第二十六條第一項及び第二十七

條中「試験委員」を「審議会の委員」

と、「乙種看護婦試験委員」を「試

験委員に改める。

第八條 医療法（昭和二十三年法律

第二百五号）の一部を次のように改

正する。

第三十二條 厚生大臣の諸間に応

じて、医療機関の整備及び診療

報酬に関する重要な事項を調査審

議させるために、厚生大臣の監

督に属する医療審議会を置く。

2 都道府県知事の諸間に応じ

て、医療機関の整備に関する重

要事項を調査審議させるため

に申上げますれば、弁護士法の改正に

伴いまして、法務省設立官房所掌の事務

規定中にある「弁護士及び弁護士会に

事の監督に属する医療機関整備

審議会を置く。

3 構成、委員の任期、議決方

法、その他医療機関整備審議会

に関する必要な事項は、都道府県

の条例で定める。

第三十四条第一項中「医療機関

整備審議会」を「医療審議会」に改

める。

第三十五条を次のよう改め

る。

第三十六条 厚生大臣は、前條

の規定による定をなすに当つて

は、あらかじめ医療審議会の意

見を聞かなければならぬ。

この法律は、昭和二十五年四月一

日から施行する。

附 则

法務府設置法の一部を改正する法律案外一件

〔河井彌八君登壇、拍手〕

O 河井彌八君 只今議題となりました

法律案三件につきまして、順次内閣委

員会における審査の経過並びに結果を

御報告申上げます。

法務府設置法の一部を改正する法律

案につきましては、委員会を開きます

ことと予備審査と共に三回、全会一致を

以てこれを可決すべきものと議決いた

しました。

本案の改正の要点につきまして簡単

に申上げますれば、弁護士法の改正に

伴いまして、法務省設立官房所掌の事務

規定中にある「弁護士及び弁護士会に

關する事項」を削るという点が一つ。

次に法務府附屬機関いたしまして新

たに検察研究所を設置する、これが一

つ。次に、従来訟務及び人権擁護に関

する事務は法務局で取扱つております

て、地方法務局においてはこれを取扱

わなかつたのであります。今回これを

を地方法務局においても取扱わしむる

という点。更に第四には、検察研究所

の設置、法務局の拡充等に伴いまし

て、検事を以て充て得る職員の数、こ

れが九十名ありましたので、これを

更に二十五名増加いたしまして百十五

名とするということ。最後に別表を改

正いたしまして、司法保護事業審議会

及び法務連絡審議会、これらを廃止す

る、而して弁護士審査会に関する規定

これが運用を全くなさるためには、検察

は削除する、それが一つ。次に尙、刑

務支所を四ヶ所昇格すること、即ち

福井、福島、銅路及び鹿のこの四つの

支所をば刑務所に昇格させること。重

要な改正点が五つであります。

委員会におきましてはいろいろの

點に質疑応答が行われたのであります

が、その中の主なるものといしま

らい予算が増加するかという点につき

して、検察研究所を設置する理由如

何、又その性格はどうであるか、又

その仕事の実施方法はどうであるか、

而してこの検察研究所の目的を達する

ために現在の検事をして研究を完成さ

せるまでの年限がどのくらいであるか

ということ等につきまして、十分なる

各種の質疑応答が行われたのであります

す。それから更に只今申しました検察

研究所の設置及び法務局の拡充等によ

りまして、検事を以て充て得る數二十

五名を増加するということは、検事の

職務の本体から違つた事柄ではなかろ

うかというような点につきまして意見

が出たのであります。政府におきまし

ては、意見の通りであると考えま

す。それから更に只今申しました検察

研究所の設置及び法務局の拡充等によ

りまして、検事を以て充て得る數二十

五名を増加するということは、検事の

職務の本体から違つた事柄ではなかろ

うかというような点につきまして意見

が出たのであります。政府におきまし

ては、意見の通りであると考えま

研究所の」ときのものが設置されること

は必要であるが、更に進んで英米法の

研究をもつと積極的にするように、而

して進んでは英米にこれらの人の派遣

して、あちらの原理を研究させるよう

にというような意見なども出たのであ

ります。そしてこの改正の結果どのく

年犯罪防止に関する決議がありまして、これは非常に大切な事柄であります。昭和二十四年の六月に閣議決定を以てこの中央青少年問題協議会といふものを作ることになつたのであります。が、その中央青少年問題協議会をば總理府設置法の一部を改正いたしました。そこでここに加えようとするものであります。

委員会におきましては、本案の審議につきまして、主としてこの中央青少年問題協議会に質疑応答が集中せられたのであります。即ち我が国の次の代を負う立づべき青少年が終戦以来著しく不良化している、又その青少年の犯罪が激増しているという憂うべき実情に對して、委員会は最も深甚なる注意を傾注いたしたのであります。そこで審議機関としての性質は如何、或いは法律上の根拠がないということは甚だこの運用等につきまして都合が悪いのであるというようなことにつきまして、熱心なる質疑応答が交されたのであります。そこで尙その中央青少年問題協議会から、地方青少年問題協議会の機能につきまして政府から次のよくな説明がありました。即ち同協議が必要であるということと、青少年保護育成運動の実施が最も大切であるということの答申を得まして、これが実行に着手したのであります。そうして先づ地方青少年問題協議会を全国の都道府県、市町村に次山作りまして、官

民一体となつてこの仕事を推進して行うことになりました。それから更に全國的な青少年保護育成運動を展開することになり、多大の効果を挙げていらりますが、その中央青少年問題協議会をば總理府設置法の一部を改正いたしました。そこでここに加えようとするものであります。

委員会におきましては、本案の審議につきましては、廃止せらることになつて、多大の効果を挙げているという実情を政府から説明を聞いたのであります。討議に入りまして、行政機構を正しく整え、そして機能を十分に発揮させるためには、審議会の類と雖もやはり法律上の根拠を要するものであるという意見が述べられたのであります。この案につきまして採決をいたしましたところが、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

最後に審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案、これについて御報告を申上げます。委員会を開きます」と一回、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。この法律案もやはり行政機構簡素化の目的で提出せられたものであります。而して案の内容につきましては、厚生省に現在ありますところの審議会等は四十一でありまするが、これを整理合いたしまして二十一に減らすとあります。さような次第で、これに伴いまして厚生省設置法、國立公園法、温泉法、理容師法、医師法、歯科医師法、保健婦助産婦看護婦法、医療法の各一部に、これに該当する点において改正を加えたものであります。これの施行期日は四月一日とする事とあります。三案全部を問題に供します。三

案に賛成の議者の起立を求めます。
〔総質疑立〕

○議長(佐藤尚武君) 総質疑立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。

油井賢太郎 黒田 英雄 小宮山常吉

第二十條の改正規定中「改める。」を「改め、同條第一項中「重大な」を削る。」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

公認会計士法運用の実情にかんがみ、從来の公認会計士審査会のかわりに新たに公認会計士管理委員会を設置し、公認会計士に関する事務を管理せしめるとともに、公認会計士でないものの業務の制限の廃止等、法規を整備せんとするものであつて適當な措置と認められるが、更に公認会計士の性質に鑑み別冊の通り修正した。

二、事件の利害得失
この法律の施行によつて、公認会計士制度の高い水準を維持するとともに、公認会計士法の運用を円滑ならしめる利益がある。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。大蔵委員長櫻内辰郎君。

審査報告書

公認会計士法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月二十三日

大蔵委員長 櫻内 辰郎

參議院議長佐藤尚武殿

木内 四郎 西川甚五郎

伊藤 保平 玉屋 喜章

多数意見者署名

右

国会に提出する。

昭和二十五年三月一日

内閣総理大臣 吉田 茂

公認会計士法の一部を改正する法律案

公認会計士法の一部を改正する法律

公認会計士法(昭和二十三年法律)

第百三号)の一部を次のように改正する。

四百四十九条第一項中「公認会計士監理委員会規則」を「公認会計士監理委員会規則」に改める。

四百四十九条第一項中「五百円(五百円)」を「五百円(五百円)」に改める。

第十五條第一項中「大蔵省」を「公

認会計士監理委員会」に改める。

第十六條中「大蔵省令」を「公認会計士監理委員会規則」に改め、第二章中同條の次に次の二條を加える。

(外国で資格を有する者の特例)

第十六條の二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を有

し、且つ、会計に関連する日本國の法令について相当の知識を有す

る者は、公認会計士監理委員会に

より資格の承認を受け、且つ、公

認会計士監理委員会に備える外國

公認会計士名簿に登録を受けて、

第一條に規定する業務を行うこと

に改める。

第九條第四号中「高等試験本試験」

の下に「又は司法試験第一次試験」

を加え、同條第四号中「大蔵省令」を「公認会計士監理委員会規則」

に改める。

第五條第三号中「高等試験予備試

験」を「雑則」に改める。

認会計士監理委員会に、「業務の取締」を「業務の取締」に改める。

第七條第三号中「高等試験予備試

験」の下に「又は司法試験第一次試

験」を加え、同條第四号中「大蔵省

令」を「公認会計士監理委員会規則」

に改める。

第九條第四号中「高等試験第一次試験」

の下に「又は司法試験第一次試験」を

加える。

第十一條中「公認会計士を補助し

た期間」の下に「又は財務書類の監

査、証明、検査若しくは調製に関する

実務で公認会計士監理委員会規則

で定めるものに従事した期間」を加

える。

第十二條第一項中「公認会計士の監

事務所」の下に「その組織する団体

を加え、同項中「大蔵大臣」を「公認

会計士監理委員会」に改め、同條第

二項中「大蔵省令」を「公認会計士管

理委員会規則」に改める。

第十三條第一項中「二百円」を「五

百円」に「五百円(五百円)」に改める。

第十五條第一項中「大蔵省」を「公

認会計士監理委員会」に準用する。

第十七條第一項中「大蔵省令」を「公認会計士監理委員会規則」に改め、第二

章中同條の次に次の二條を加える。

(外国で資格を有する者の特例)

第十八條中「大蔵省」を「公認会

会計士監理委員会規則」に改める。

第十九條第一項及び第三項並びに

土監理委員会規則」に改める。

第二十一條中「大蔵大臣」を「公認会

会計士監理委員会規則」に改め、

第二十三條を次のように改める。

第二十三條 削除

第三十條中「大蔵大臣は、公認会

会計士監理委員会の議決を経て、」を「公

認会計士監理委員会は、」に改め

る。

第三十一條中「この法律に基く大

蔵省令」を「公認会計士監理委員会

規則」に、「大蔵大臣は、公認会計士

審査会の議決を経て、」を「公認会

会計士監理委員会は、」に改める。

第三十二條第一項から第三項まで

の中「大蔵大臣」を「公認会計士監

理委員会」に改め、同條第四項中「前二

條の懲戒事件の審査をしようとする

ときは、公認会計士審査会は、」を「前

二條の規定による懲戒処分をしよう

とするときは、公認会計士監理委員会は、」に改め、同條第五項中「公認

会計士審査会が、及び、その旨を大

蔵大臣に報告し」を削る。

第三十三條中「大蔵大臣」を「公認会

会計士監理委員会」に、同條第一項

中「当該職員」を「事務局の職員」に改

める。

第三十四條中「大蔵大臣」を「公認会

会計士監理委員会」に改める。

第六章を次のように改める。

第六章 公認会計士監理委員會

(権限)

第三十七條 公認会計士監理委員會

は、この法律に規定する所掌事務

を遂行するため、左に掲げる権限

を有する。但し、その権限の行使

は、法律(これに基づく命令を含

む。)に従つてなされなければならない。

一 第三次試験の要件たる実務の種類を定め、実務補習を行う機関を認定し、実務補習について必要な事項を定めること。

二 公認会計士試験の細目を定め

計士補を監督するため、国家行政

組織法(昭和二十三年法律第二百二

十号)第二條第一項の規定に基いて、大蔵省の外局として、公認会

計士補を監督するため、国家行政

- | |
|--|
| <p>九 外国公認会計士について、資格を承認し、登録し、懲戒を行ひ、及びその業務について、報告を求め、勧告を行うこと。</p> <p>十 公認会計士の業務に關連して、財務書類の監査又は證明に關する制度について、必要な調整を図ること。</p> |
| <p>第四十條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができない。</p> |
| <p>3 委員は、非常勤とする。</p> <p>(委員の罷免)</p> |
| <p>第四十一條 大蔵大臣は、委員が左の各号の一に該当する場合には、その任期満了前であつても、これを罷免しなければならない。</p> <p>一 公認会計士の資格を失つた場合</p> |
| <p>二 第三十九條第一項各号の一に該当する場合</p> <p>三 公認会計士管理委員会により、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと決定された場合</p> <p>四 公認会計士管理委員会により、職務上の義務に違反したと決定された場合</p> <p>(委員長)</p> |
| <p>第四十二條 委員長は、委員の互選に基き、大蔵大臣が命ずる。</p> <p>2 委員長は、公認会計士管理委員会の会務を總理し、公認会計士管理委員会を代表する。</p> <p>3 公認会計士管理委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。</p> |
| <p>一 この法律の規定に違反して刑に処せられた者</p> <p>二 公認会計士の登録の抹消の処分を受けた者</p> |
| <p>三 公認会計士又は会計士補の業務について一年以内の業務の停</p> |
| <p>止の処分を受けた者</p> <p>(議事)</p> |
| <p>第四十三條 公認会計士管理委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>2 公認会計士管理委員会の議事は、委員の過半数をもつて決する。</p> <p>(議事)</p> |
| <p>第三十八條 公認会計士管理委員会は、委員五人をもつて組織する。</p> <p>(委員)</p> |
| <p>第三十九條 委員は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する年令三十五年以上の者で、公認会計士又は公認会計士の資格を有する者のうちから、大臣が任命する。</p> <p>2 大蔵大臣は、左の各号の一に該当する者を、委員に任命してはならない。</p> |
| <p>一 この法律の規定に違反して刑に処せられた者</p> <p>二 公認会計士の登録の抹消の処分を受けた者</p> |
| <p>三 公認会計士又は会計士補の業務について一年以内の業務の停</p> |
| <p>止の処分を受けた者</p> <p>(議事)</p> |
| <p>第四十條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができない。</p> <p>3 委員は、非常勤とする。</p> <p>(委員の罷免)</p> |
| <p>第四十一條 大蔵大臣は、委員が左の各号の一に該当する場合には、その任期満了前であつても、これを罷免しなければならない。</p> <p>一 公認会計士の資格を失つた場合</p> |
| <p>二 第三十九條第一項各号の一に該当する場合</p> <p>三 公認会計士管理委員会により、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと決定された場合</p> <p>四 公認会計士管理委員会により、職務上の義務に違反したと決定された場合</p> <p>(委員長)</p> |
| <p>第四十二條 委員長は、委員の互選に基き、大蔵大臣が命ずる。</p> <p>2 委員長は、公認会計士管理委員会の会務を總理し、公認会計士管理委員会を代表する。</p> <p>3 公認会計士管理委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。</p> |
| <p>一 この法律の規定に違反して刑に処せられた者</p> <p>二 公認会計士の登録の抹消の処分を受けた者</p> |
| <p>三 公認会計士又は会計士補の業務について一年以内の業務の停</p> |
| <p>止の処分を受けた者</p> <p>(議事)</p> |
| <p>第四十三條 公認会計士管理委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>2 公認会計士管理委員会の議事は、委員の過半数をもつて決する。</p> <p>(議事)</p> |
| <p>第三十八條 公認会計士管理委員会は、委員五人をもつて組織する。</p> <p>(委員)</p> |
| <p>第三十九條 委員は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する年令三十五年以上の者で、公認会計士又は公認会計士の資格を有する者のうちから、大臣が任命する。</p> <p>2 大蔵大臣は、左の各号の一に該当する者を、委員に任命してはならない。</p> |
| <p>一 この法律の規定に違反して刑に処せられた者</p> <p>二 公認会計士の登録の抹消の処分を受けた者</p> |
| <p>三 公認会計士又は会計士補の業務について一年以内の業務の停</p> |
| <p>止の処分を受けた者</p> <p>(議事)</p> |
| <p>第四十條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができない。</p> <p>3 委員は、非常勤とする。</p> <p>(委員の罷免)</p> |
| <p>第四十一條 大蔵大臣は、委員が左の各号の一に該当する場合には、その任期満了前であつても、これを罷免しなければならない。</p> <p>一 公認会計士の資格を失つた場合</p> |
| <p>二 第三十九條第一項各号の一に該当する場合</p> <p>三 公認会計士管理委員会により、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと決定された場合</p> <p>四 公認会計士管理委員会により、職務上の義務に違反したと決定された場合</p> <p>(委員長)</p> |
| <p>第四十二條 委員長は、委員の互選に基き、大蔵大臣が命ずる。</p> <p>2 委員長は、公認会計士管理委員会の会務を總理し、公認会計士管理委員会を代表する。</p> <p>3 公認会計士管理委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。</p> |
| <p>一 この法律の規定に違反して刑に処せられた者</p> <p>二 公認会計士の登録の抹消の処分を受けた者</p> |
| <p>三 公認会計士又は会計士補の業務について一年以内の業務の停</p> |
| <p>止の処分を受けた者</p> <p>(議事)</p> |
| <p>第四十三條 公認会計士管理委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>2 公認会計士管理委員会の議事は、委員の過半数をもつて決する。</p> <p>(議事)</p> |
| <p>第三十八條 公認会計士管理委員会は、委員五人をもつて組織する。</p> <p>(委員)</p> |
| <p>第三十九條 委員は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する年令三十五年以上の者で、公認会計士又は公認会計士の資格を有しない者で第四十七條の規定</p> |

戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法の定める

に違反したもの又は】を削り、【第四十八條】を【第四十七條】に改める。

第五十一條中「第」十七條の下に

（第十六條の二第四項に準じ、監督する場合を含む。）】を加える。

第五十三條中「第四十九條」を「第

四十六條に當る

「又は外国公認会計士」を、「第十四條中「公認会計士」の下

條」の下に「又は第十六條の一第一

項】を加える。

第五十五條中第一項の規定の下に(第十六條の二第四項において準

用する場合を除く。」を加える。

第五十六條中但書を削る。

第五十七條第一項から第三項まで

の「中大蔵大臣」を「企画委員会議事監督委員会」に改め、同條第五項中「五五

「平日」に改め、同様第七項

び第八項を削る。

九條中「大藏省令」を「公認会計士法

「理委員会規則」に改める。

第六十三條の改正

士である者は、昭和二十六年11月1

十一日までに、公認会計士管理
員会規則の定めると上記により

公認会計士管理委員会に備える

博士名簿に登録を受けたときは、

計理士の名稱を用いて、旧計理

とができます。

者で昭和二十六年三月三十一日に
おいて公認会計士管理事員会規則
に定める業務に従事する者は、前

項の規定にかかるらず、その業務
を離れた日から一月以内に同項の
規定に準じて登録を受けたとき
は、計理士の名称を用いて、旧計
理士法第一條に規定する業務を營
むことができる。

3 第十七條第二項及び第三項、第
十九條から第三十四條まで並び
に第四十九條の規定は、前二項の
規定により旧計理士法第一條に規
定する業務を當む者（以下「計理
士」という。）に準用する。この場
合において、第二十一條第三号中
「第四條」とあるのは、「旧計理士
法第四條」と読み替えるものとす
る。

4 前項において準用する第二十七
條の規定に違反した者は、一年以
下の懲役又は五千円以下の罰金に
処する。

5 前項の罪は、告訴を待つて論ず
る。

6 計理士法廃止の際計理士である
者が、第一項又は第二項の登録を
受けないで、計理士の名称を用い
て、旧計理士法第一條に規定する
業務を行つたときは、一万円以下
の過料に処する。

左の各号の一に該当する者は、
千円以下の過料に処する。

一 第三項において準用する第三
十條第一項第一号又は第二項
の規定による事件関係人又は參
考人に對する处分に違反して出
頭せず、陳述せず、虚偽の陳述
をし、報告をせず、又は虚偽の
報告をした者

二 第三項において準用する第三
十條第一項第二号又は第二項
の規定による鑑定人に対する處
分に違反して、出頭せず、鑑定
をせず、又は虛偽の鑑定をした者

三 第三項において準用する第三
十三條第一項第三号又は第二項
の規定による物件の所持者対
する处分に違反して物件を提出
しない者

四 計理士名簿を管理し、計理士
の登録をすること。

第五十四条中「前條の規定によ
り、計理士法第一條に規定する業務
を當む者」を「計理士」に改め、「第
五條第二項、第七條、第八條、第九
條第一項、第十條第一項及び第十一
條」を削り、同條後段を次のように
改める。

この場合において、同條中「主
務大臣」とあるのは、「公認会計士
管理事員会」と読み替えるものと
する。

第六十四条の次に次の二條を加え
る。

1 附 則

員会は、第三十六條に掲げるもの
の外、左に掲げる事務をつかさど
ること。

一 特別公認会計士試験の管理に
關すること。

二 計理士の登録及び監督に關す
ること。

第六十四条の三 公認会計士管理委
員会は、第三十七條に掲げるもの
の外、左に掲げる権限を有する。

一 特別公認会計士試験の時期、
場所、試験科目、試験の方法そ
の他その細目を定めること。

二 計理士名簿を管理し、計理士
の登録をすること。

三 計理士の登録の細目を定める
こと。

四 計理士に対して懲戒を行ふこ
と。

五 計理士の懲戒事件について、
一般の報告を受理し、必要な調
査を行ふこと。

六 必要と認める場合に、計理士
に對して、その行う業務について、
報告を求め、勧告を行うこと。

七 必要と認める場合に、計理士
の組織する団体又はその連合体
に對して、その行う事業につい
て、報告を求め、勧告を行うこ
と。

計理士法廃止の際計理士であつ
た者は、公認会計士法（以下「法」
といふ。）第六十三条第一項又は
第二項の改正規定にかかるらず、同
條第一項又は第二項の登録を受け
ないで、旧計理士法第一條に規定
する業務を當むことができる。

3 大蔵大臣は、この法律施行後最
初に任命する公認会計士管理委員
会の委員については、改正後の法
第三十九條第一項の規定にかかる
らず、公認会計士に関する事項に
ついて理解と識見とを有する年令
三十五年以上の者のうちから、任
命することができる。

4 この法律施行後最初に任命され
る公認会計士管理委員会の委員の
任期は、改正後の法第四十條第一
項の規定にかかるらず、大蔵大臣
の定めるところにより、そのうち
一人については一年、二人につい
ては二年、三人については三年と
する。

5 改正前の法の規定に基く大蔵省
令は、当該大蔵省令に規定された
事項に關して改正後の法の規定に
基き公認会計士管理委員会規則が
施行されるまでは、なおその効力
を有する。

四 公認会計士法第二十條（同法
第十六条ノ二第四項及第六十三
條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ
含ム）ノ規定ニ依ル登録

公認会計士 金百二十円
会計士補 金六十円

公認会計士法第六十三条ノ二
規定スル外国公認会計士

公認会計士法第六十三条ノ二
規定スル計理士

金六十円

[審査報告書は都合により最終号
附録に掲載]

財政法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

第七條ノ二中「公認会計士名簿又
は、公認会計士補名簿ニ」を削り、同條第
二号を次のように改める。

一 公認会計士法第六十三条ノ二第
一項ノ規定ニ依ル登録

金三千円

二 公認会計士法第六十三条ノ二第
一項ノ規定ニ依ル登録

金三千円

三 公認会計士法第六十三条ノ二第
一項ノ規定ニ依ル登録

金五百円

四 公認会計士法第二十條（同法
第十六条ノ二第四項及第六十三
條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ
含ム）ノ規定ニ依ル登録

公認会計士 金百二十円
会計士補 金六十円

公認会計士法第六十三条ノ二
規定スル外国公認会計士

公認会計士法第六十三条ノ二
規定スル計理士

金六十円

[審査報告書は都合により最終号
附録に掲載]

財政法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和二十五年三月十六日

衆議院議長 鮎原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

本則に次の二項を加える。

2 日本専売公社は、その試製した
製造たばこを、その型式及び品質
に応じ他の日本専売公社製造たば
この小売定価に準じてたばこ専賣
法(昭和二十四年法律第百十一号)
第三十四條第一項の規定により定
めた小売定価で、販売することができる。
この場合において、その販売期間は、六月をこえないことと
を例とする。

3 前項の規定により販売される製
造たばこが六月をこえて販売され
るために、最近の機会において、第一項の日本専売公社製造た
ばこ価格表への追加の措置がとら
れなければならない。

るものであります。その第一点は、從來の大蔵大臣の諸間機關であつた公認会計士審査会の代りに、新たに大蔵省外局として公認会計士又は公認会計士の資格を有する者のうちから大蔵大臣が任命いたします五名の委員を以て構成する公認会計士管理委員会を設置しようとするものであります。第二点は、公認会計士以外の者の業務の制限を廃止して、誰でも財務書類の監査、証明ができるようになると共に、公認会計士でない者は公認会計士と誤認されるような名称を使用することができないようにしようとするものであります。第三点は、從来の規定によりますと、計理士は本年三月末日以後は財務書類の監査、証明をしてはいけないことになりますが、この制限を廃止いたし、又計理士法廃止の際計算理士である者は再登録することによって引続いて從来の業務ができるようになりますとするものであります。尙、右の諸点と関連いたしまして、陪審式試験制度の廃止、外国公認会計士の取扱等について法規の整備をいたそうとするものであります。

さて、本案審議の経過を申上げますと、去る三月八日より二十三日まで慎重に審議し、各委員より熱心なる質疑がありましたが、詳細は速記録により御承知を願いたいと存じます。三月二十三日質疑を終局し、討論に入り、木内四郎委員より、現行法の第三十條第一項によれば公認会計士が故意に重

大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には懲戒処分を受けることになつておるが、公認会計士は高度の試験に合格した高い水準の資格を有する人であるから、たとえ重大でなくとも、故意に右の誤まりを犯したら、この「重大な」とある字句を削除すべきであるとの修正案を提出せられました。次に、木村禧八郎委員より、政府提出の原案によれば、公認会計士管理制度委員会の委員はすべて公認会計士又は公認会計士の資格を有する者のうちから任命されることになつておるが、むしろ現行法通り公認会計士以外の者からでも任命ができることにしてあるとの反対意見が述べられました。かくて、木内四郎委員の修正案は採決の結果全会一致を以て可決せられ、次に修正個所を除く原案について採決の結果、多數を以て可決すべきものと決定し、本案を修正議決いたしました。次に財政法の一部を改正する法律案の審議の経過並びに結果について御報告いたします。

が、その配賦の際、歳入予算について予算については目までの区分を立て、歳出予算は、これを目までの区分を立て、歳出予算については目を更に節に区分して配賦することになつておつたのでございまして、各省各庁においては、この目及び節の区分によつて歳出予算を執行するのであります。予算執行の現状、特に本年度当初より実施せられた支出負担行為制度の実績に顧みますと、歳出予算を節までの区分によつて執行することは、手続を煩わしくし、却つて予算統制の実績を擧げる上に妨げとなつてゐる実情にありますので、歳出予算の配賦について節の区分を廢止しようとするものであります。而して昭和二十五年度の予算については、目の整理統合を行ふと共に、節のうち特に流用制限を行う必要のあるものは目に引上げる等の調整を行い配賦することになつたのでござります。その第二点は、現行の財政法第三十四条の規定によりますと、支出負担行為の計画は、支出負担行為担当官ごとに作成して大臣の承認を経なければならぬことになつておりますが、これも從来の実績に徴しますと、手続の煩瑣に比較して実効が少い実情にありますので、支出負担行為の計画は各省各庁一本建て作成し大蔵大臣の承認を経ることに改めようとするものであります。さて、本案は三月二十四日質疑の後、討論に入り木村靖八郎委員より、本案は予算民主化の精神に反する点があると述べられました。そこで、本件は

採決の結果は多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告いたします。

次に製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先づ本案の提案理由及び内容について申上げます。最近における煙草生産の復元状況或いは国民生活の安定を図る見地より、今回製造煙草の定価の引下げを行ふに当りまして、日本煙兌公社製造煙草価格表を整備するの外、商況及び嗜好に即応して試製した製造煙草の小売定価については、他の製造煙草の小売定価に準じた小売定価で概ね六ヶ月を限つて販売できる規定を設けようとするものであります。即ち財政法第三條の規定に基く製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律に制定せられてゐる「ピース」「こゝ」等については、その標準規格の一部変更とその最高価格の改定を行い、又財政法第三條の特例に関する法律附則第三項によりその定価が定められている「光」「桃山」等については、新たにその標準規格及び最高価格を定めようとするもので、これを個別的に申上げますと、十本当り「ピース」五十円、「光」四十円、「新生」三十円、「桃山」五十グラム当り二百円、「日光」四十グラム当り八十円と、それべ定価の引下げを行ふ

十四日慎重に審議し、討論に入り、各委員野勝久、油井賢太郎、森下政一各委員よりそれへ賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。右御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

先づ公認会計士法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でござります。

委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 次に財政法の一
部を改正する法律案全部を問題に供し
ます。本案に賛成の諸君の起立を求め
ます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 次に製造たばこ
の定価の決定又は改定に関する法律の
一部を改正する法律案全部を問題に供
します。本案に賛成の諸君の起立を求
めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め
ます。

ます。よつて本案は全会一致を以て可
決せられました。

本日の議事日程はこれにて終了いた
しました。次会は明後二十九日午前十
時より開会いたします。議事日程は決
定次第公報を以て御通知いたします。

午前十一時十四分散会

油井賢太郎君 木内キヤウ君
深川タマエ君 仙子 隆君
櫻内辰郎君 太内 四郎君

岡本雪莉君 河井彌八君
木下辰雄君 九鬼敏十郎君
楠見義男君 伊達源郎君
鶴川宗敬君 來馬琢磨君
藤野繁雄君 寺尾博君
北條秀一君 岩本哲夫君
町村敬貴君 岩本勝正君
結城安次君 天田勝正君
宇都宮登君 吉川末次郎君
鍊田寅郎君 羽生三七君
伊藤保平君 栗山良夫君
植竹春彦君 和田博雄君
鈴木直人君 岩間正男君
川村松助君 羽生三七君
野田俊作君 岩間正男君
玉屋喜章君 小泉秀吉君
村上義一君 岩田嘉君
岩木月洲君 原虎一君
中川以良君 岩村文四郎君
堀黒田豊一君 原三好始君
石坂英雄君 門田定藏君
今泉政喜君 駒井藤平君
黒川武雄君 岩男仁蔵君
尾形六郎兵衛君 村上義一君
中井光次君 岩崎眞一君
小牟清一君 平沼彌太郎君
大隅憲二君 林屋龜次郎君
門屋盛一君 藤井新一君
赤木正雄君 小杉繁安君
赤澤與仁君 政次君

と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。

昭和二十五年三月十日 文部委員長 山本勇造
參議院議長佐藤尚武殿

多數意見者署名 河野正夫 河崎ナツ
來馬琢磨 岩本月洲
鈴木憲一 堀越儀郎
藤田芳雄 木内キヤウ
岩間正男 若木勝誠
岡崎眞一 梅原真隆
三島通陽

一、委員会の決定の理由
公立大学の事務職員及び技術職
員は從来待遇官吏であつたが、公
立大学以外の公立学校の職員が既
に地方公務員となつてゐる現在に
おいては、両者の身分取扱が既
に亘ることは理論上も実際上も不
便が多いので、これらの職員を地
方公務員としようとするこの法律
案の措置は、妥当なものと認め
る。

二、事件の利害得失
公立学校の事務職員及び技術職
員が地方公務員となることを明確
にした点に利益がある。
三、費用
本法律施行により別に費用を要
しない。

出席者は左の通り。
議長 佐藤尚武君
副議長 松嶋喜作君
赤木正雄君 赤澤與仁君

〔第二十八条参照〕

審査報告書
公立大学に置かれた文部事務官等
の身分上の措置に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの